

令和6年度 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

1. 賦課の根拠

介護保険法第129条及びおいらせ町介護保険条例第2条の規定により賦課されます。

第1号被保険者として納付する保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月からとなります。

2. 保険料の額

介護保険料の額は、本人や同一世帯員の課税状況や収入・所得状況に応じて、次のとおりとなります。  
おいらせ町の基準額（年額）は、76,800円です。

段 階		保険料率	保 険 料	
第1段階	生活保護受給者。世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。	0.285	月額	1,824円
			年額	21,888円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。	0.485	月額	3,104円
			年額	37,248円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方。	0.685	月額	4,384円
			年額	52,608円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。	0.90	月額	5,760円
			年額	69,120円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方。	基準額	月額	6,400円
			年額	76,800円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。	1.20	月額	7,680円
			年額	92,160円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.30	月額	8,320円
			年額	99,840円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.50	月額	9,600円
			年額	115,200円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1.70	月額	10,880円
			年額	130,560円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1.90	月額	12,160円
			年額	145,920円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	2.10	月額	13,440円
			年額	161,440円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	2.30	月額	14,720円
			年額	176,640円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方。	2.40	月額	15,360円
			年額	184,320円

※ 合計所得金額は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額となります。

※ ・第1段階から第5段階までの合計所得金額は、さらに公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。